

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 第<br>6385<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行                         |
|                |  | リーダスクラブFAXニュース<br>(2020年)令和2年 2月 25日 火曜日 |

|     |  |
|-----|--|
| 発行所 | 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)<br>大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a> |
|-----|--|

## ♠ 平成31年4月から令和元年6月の裁決事例

**Q** : 平成31年4月から令和元年6月の裁決事例が公表されたとか。どんな内容でしたか？

**A** : 次のような事例がありました。

### 【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成31年4月から令和元年6月の裁決事例が国税通則法関係が5件、所得税法関係が4件、法人税法関係が1件、相続税法関係が5件、国税徴収法関係が1件の16件公表されました。

主なものに次のものがありました。

### 【漢方薬等の購入費用が医療費控除の対象となる医療費に該当しないとした事例】

本件は、請求人が漢方薬等の購入費用を医療費控除の対象として確定申告したところ、否認されたのがきっかけです。

請求人は、購入した漢方薬等は、親族が治療に用いたものとして、いずれも医療費控除の対象となる医療費に該当する旨主張しましたが、審判所は、本件漢方等のうちの2種の製品については、製薬会社が健康補助食品として製造販売し、その使用目的が食用に限定されたものであること等から「医薬品」に該当しない、また、その他の2種の製品については、薬機法の「医薬品」に該当するものの、滋養強壯を効能効果として、疲労回復や健康維持のために用いられ、医師の処方せんがなくても薬局等で購入可能なものであることから、「治療又は療養に必要な医薬品」でないとして、請求を棄却しました。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】